

久米島町「スポーツの日」ホタルドーム無料開放実施要項

1. 趣旨

スポーツの日とは、スポーツを楽しむ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う日である。スポーツ基本法第23条に則り、ホタルドームの無料開放を実施することで、町民に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚させ、生涯スポーツの普及を図ることで、健康の保持増進や体力の向上につなげ、また、スポーツを通して町民の親睦と融和を深めることで明るく活力に満ちたまちづくりに寄与する。

2. 主催

久米島町

3. 期日

令和8年10月12日（月）スポーツの日 9：00～21：00

4. 対象

ホタルドーム（アリーナ、トレーニングルーム、会議室）

5. その他

- ・個人または団体の施設利用は最大2時間までとする。
- ・トレーニングルームの利用は最大1時間とする
- ・アリーナの照明利用料は有料とする
- ・アリーナのご利用を予定されている個人、団体はなるべく予約をお願いします